

## 保育施設等の見守りカメラ設置事業費補助事業概要

### 1 補助対象

- 学校法人立、個人立及び宗教法人立の幼稚園（私学助成）  
（施設型給付を受けている特定教育・保育施設は当課事業の対象外。）

### 2 補助対象事業

保育中の事故や不適切保育の防止、また、事後の検証等のために保育室等に見守りカメラを設置する事業に必要となる経費

### 3 補助対象経費

- ① 【基本分】見守りカメラの購入費
  - ② 【加算分】レコーダー等のカメラ周辺機器の購入費
  - ③ ①及び②の設置工事費
- ※1 ②のみの申請は不可。
- ※2 リースの場合は、初期導入費及び導入初年度の利用料を補助対象とする。

### 4 交付基準額等

- (1) 交付基準額（補助対象経費）：1園当たり 1,200千円上限
- (2) 補助率：2/3（千円未満の端数切り捨て）

### 5 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 6 留意事項

- (1) 本補助金の申請は、各園1回限りです。
- (2) 不審者侵入防止用の防犯カメラは本事業では申請出来ません。
- (3) 既存設備等の更新や取り外し等の経費は、補助対象外です。
- (4) その他の国庫補助事業や県補助事業と経費を重複して申請することはできません。